宮崎労働局発表
令和３年 10 月 29 日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長　森川　直哉
監察監督官　谷宮　俊実
（代表電話）0985(38)8825
（直通電話）0985(38)8834

令和２年の監督指導実施状況

～違法な時間外労働で 180 事業場・安全基準対策の未実施で 224 事業場に行政指導～

宮崎労働局（局長　田中　大介）は、令和２年に管内の労働基準監督署（宮崎、延岡、都城、日南の４署）が実施した定期監督等の監督指導実施結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

令和２年は令和元年に引き続き、月 80 時間を超える時間外労働を行っていると考えられる事業場を中心に、長時間労働の抑制・過重労働の解消に向けた取組を重点的に行った結果、180 事業場で違法な時間外労働を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

また、平成 30 年度を初年度とする「宮崎労働局第 13 次労働災害防止推進計画」（５か年計画）に基づき、労働災害防止の観点から監督指導を行った結果、224 事業場で安全基準対策の未実施を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

本年度においても、引き続き長時間労働の抑制・過重労働の解消及び労働災害の防止に向けた取組を重点的に実施し、法違反が認められる場合には是正に向けて必要な行政指導を行うとともに、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場や重大な災害を発生させた事業場には司法処分を含め、厳正に対処することとしています。

（結果のポイント）

１．定期監督等の実績

監督事業場数 1,046 件（違反事業場数 652 件、違反率 62.3%）

2. 主な違反内容［１．のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した件数］

（１）違法な時間外労働があったもの：180 件

（２）労働安全衛生法に定める安全基準対策が実施されていなかったもの：224 件

（３）割増賃金が法定で決まったとおり支払われていないもの：133 件

３．司法処分の実績

送検件数 10 件（労働基準法関係　１件、労働安全衛生法関係　９件）

（注）「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法など）に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

１　定期監督等の実施状況

（１）定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移（図１）

令和２年における定期監督等の実施件数は1,046件(前年比282件減)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は652件（同202件減)、違反率は62.3%（同2.0ポイント減）であった。

図１｜定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移

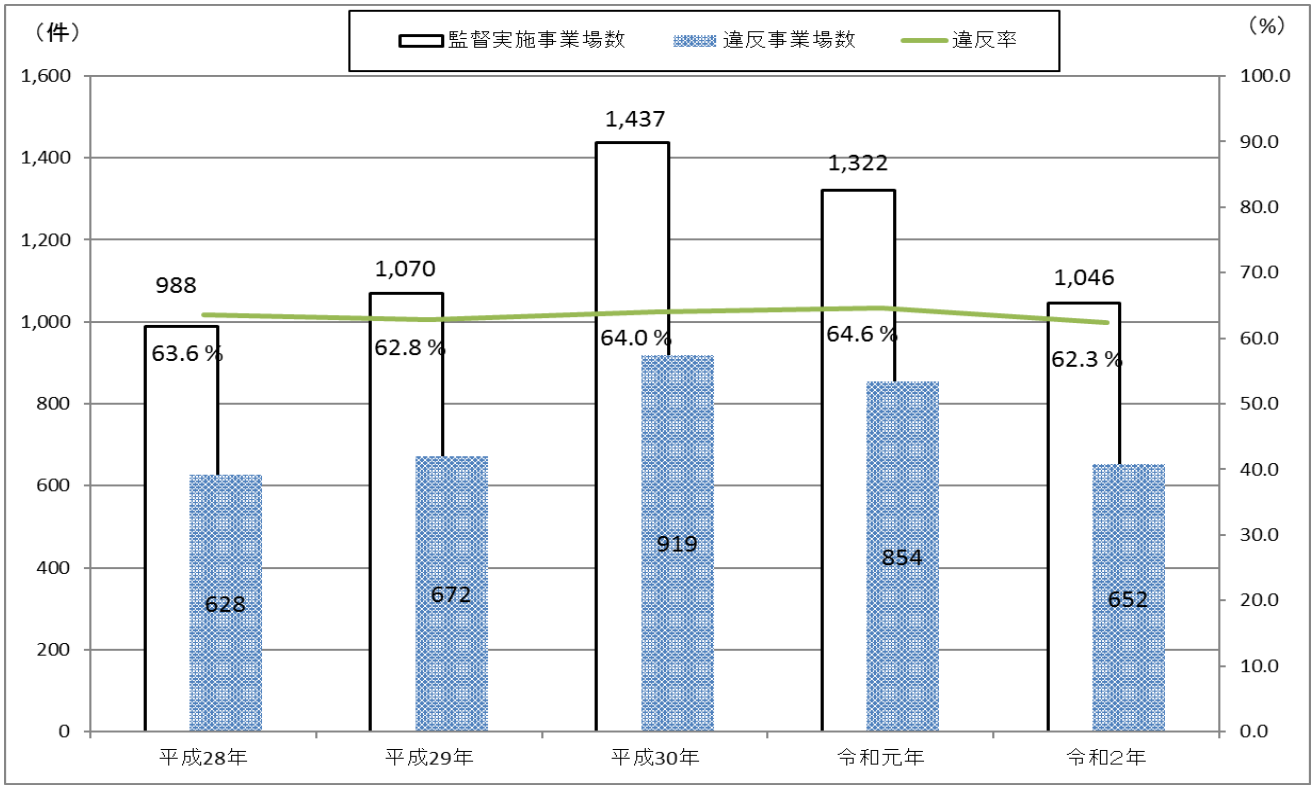

（２）業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況（表１）

Ｐ１のポイントに掲げている定期監督等実施事業場を業種別にみると、

①製　造　業　　259件
②建　設　業　　257件
③商　　業　　192件
④接客娯楽業　　82件
⑤農林業　　54件

の順となっている。

また、違反率が高い業種（年間30件以上の監督を実施した業種に限る。）は、

①運輸交通業　　84.8%
②農林業　　68.5%
③製造業　　65.3%
④保健衛生業　　65.0%
⑤建設業　　62.3%

の順となっている。

さらに、主要な法違反の状況としては、

①安全基準　224 件
②労働時間　180 件
③割増賃金　133 件
④就業規則　83 件
⑤安全衛生管理体制　82 件

の順となっている。

（３）使用停止命令等

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、32 件（前年比７件減）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表１｜主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最賃法 労基法	労働安全衛生法				
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断
製造業	259	169	65.3	12	54	2	33	21	16	13	34	76	23	30	21
建設業	257	160	62.3	9	27	5	20	5	9	3	11	84	12	4	2
運輸交通業	33	28	84.8	4	9	2	3	3	7	2	9	6	0	1	1
農林業	54	37	68.5	4	4	0	2	4	3	4	5	25	1	1	4
商業	192	114	59.4	11	38	13	38	23	19	9	8	14	1	7	23
金融広告業	5	2	40.0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教育研究業	9	5	55.6	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0
保健衛生業	40	26	65.0	0	8	1	8	7	4	1	4	0	1	0	0
接客娯楽業	82	40	48.8	6	12	2	15	6	7	3	0	2	0	0	5
清掃･と畜業	53	30	56.6	0	13	2	4	5	2	0	3	10	1	1	3
上記以外の業種	62	41	66.1	1	13	0	10	8	12	3	6	7	0	1	1
合計	1,046	652	62.3	47	180	27	133	83	80	38	82	224	39	45	60

※ 違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

２　司法処分の状況（表２）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、令和２年には10件（前年比４件減）の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件１件、労働安全衛生法違反被疑事件９件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。
（注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表２｜司法処分件数の推移

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
８件	15件	６件	14件	10件

３　今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、長時間労働の是正、労働条件の確保・改善及び労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処していくこととしている。

監督指導事例（宮崎労働局令和２年）

事例（その他の事業）

1　定期的な事業場調査から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。

2　労働者１名について、１か月80時間を超える時間外労働（最長：月９９時間）が認められた。
また、36協定の限度時間を超えて、労働を行っていたことから、指導を実施した。

3　労働者を常時50人以上雇用しているのに、産業医および衛生管理者の未選任が認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

1　労働者１名について、１か月80時間を超える時間外労働（最長：月９９時間）を行わせていたことが判明した。また、36協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）の限度時間を超えていることが判明した。

労働基準監督署の対応

①36協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせたこと（労働基準法第32条違反）について是正勧告
②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

2　労働者を常時50人以上雇用しているのに、産業医及び衛生管理者の未選任が認められたことから、指導を実施した。

労働基準監督署の対応

①産業医を選任していないこと（労働安全衛生法１３条違反）について是正勧告
②衛生管理者を選任していないこと（労働安全衛生法第１２条違反）について是正勧告

時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出

法定労働時間を超えて、または法定休日に働かせる場合は、労働基準法３６条に基づく時間外労働休日労働に関する協定、いわゆる**３６協定を締結**し、所轄労働基準監督署長への**届出が必要**になります。
労働基準法では、特例措置対象事業場（※）を除き、**１日８時間、１週４０時間**の法定労働時間を超えて働かせることを禁止しています。

（※）特例措置対象事業場（労働者10人未満の①商業、②映画・演劇業、③保健衛生業、④接客娯楽業）の法定労働時間は、１日８時間、１週４４時間となっています。

時間外労働の上限規制

2019年４月１日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも
・時間外労働･･･年720時間以内
・時間外労働＋休日労働･･･月100時間未満、２～６か月平均80時間以内
とする必要があります。
（注１）中小企業については、令和２年４月１日から適用です。
（注２）建設事業など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

司法処分の事例（宮崎労働局令和2年）

労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業３か月以上の労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの
最低賃金法第４条	労働者１名に、２か月間の定期賃金合計約34万円を支払わなかったもの
労働安全衛生法第26条 労働安全衛生規則第151条の11	フォークリフトの運転者が運転位置を離れる際、フォークを最低降下位置に置かず、エンジンを切らなかったもの
労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	チェーンソーを用いて行う立木の倒木業務を労働者に行わせるにあたり、安全のための特別教育を行わなかったもの
労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約３ｍの作業床の端で、安全帯等を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの
労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に不整地運搬車の運転を行わせたもの
労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	丸のこ盤の回転軸に覆い等を設けることなく、作業を行わせたもの